

## 1-12. きょうと魅力再発見旅プロジェクト 利用者が遵守すべき事項①

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします

### ■新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底

旅行者は以下に掲げる感染防止対策を徹底すること。

- (1) 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、宿泊事業者近隣の医療機関等の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国や府の接触確認アプリを利用すること。
- (2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊事業者のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- (3) 宿泊事業者等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件。また、本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施するため、免許証などの書類を持参すること(※)。持参しなかった場合、後日送付するなど宿泊事業者等の指示に従うこと。
- (4) 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、宿泊事業者近隣の医療機関等の指示を仰ぐこと。これら宿泊事業者等の従業員の指示には必ず従うこと。
- (5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられている。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提として、適切な旅行をすること。
- (6) その他、国や府、利用施設等の感染防止対策に要請に従うこと。



自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚労省 接触確認アプリ

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo_00138.html)

### ありがとう！ 守って安心 エチケット



マスク着け、  
私も安心、  
周りも安心。



間あけ、  
ゆったり並べば、  
気持ちもゆったり。



旅ゆけば、  
何はともあれ、  
手洗い・消毒。



### エチケット 守るあなたは 旅達人



楽しくも、  
車内のおしゃべり  
控えめに。



おしゃべりを  
ほどほどにして、  
味わうグルメ。



毎朝の健康チェックは、  
おしゃれな旅の  
身だしなみ。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

あなたも、あなたの大切な人も、働く人も、観光地も

旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁

旅行連絡会・交通観光庁・観光庁主催の旅行事業者向け研修会等で開催。詳しくは、<https://www.jata.net.jp/eticket/> を参照ください。

## 1-13. きょうと魅力再発見旅プロジェクト 利用者が遵守すべき事項②

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします

### ■ クーポン適用のための京都府居住の確認

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の適用対象者は、京都府に居住する者とする。クーポン適用希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、京都府に居住していることが確認できる書類を提示し証明すること。(本人確認方法はP16参照)

### ■ 新型コロナウイルス感染症拡大時等の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、事業を一時停止した場合、京都応援クーポン券が利用できないこと

### ■ 旅行中の体調不良等への対応

旅行中に発熱やせき、からだのだるさ等の体調不良が出たお客様は、  
・宿泊事業者であれば、フロント等にその旨をお申し出ください。  
・その他の場面であれば、近隣の医療機関や受診・相談センターまでご連絡ください。また、ご連絡先がわからない場合などは、きょうと魅力再発見旅プロジェクト 京都応援クーポン券事務局コールセンターまでご連絡ください。

### ■ 宿泊及び旅行（日帰り旅行含む）取消の場合のクーポンの返還

京都応援クーポン券の発行を受けた（＝旅行の予約をした）旅行者等に必ず返却すること。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。返却が行われない場合には、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性がある。

# きょうと魅力再発見旅プロジェクトの各種割引は、【京都府内にお住まいの方】が割引対象です

## 宿泊者・旅行者全員の身分確認を行います

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の割引適用対象者は、京都府に居住する方が対象者です。京都府外にお住まいの方は同行者を含め適用外です。

割引希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、割引適用される宿泊者または旅行者本人が京都府内に居住していることが確認できる書類を提示し証明してください。

### ※本人確認の方法

次の確認書類を宿泊事業者や旅行者等で旅行者に提示させ、京都府内に居住していることを確認する。

○ 1点で本人確認書類として認めるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、観光庁職員身分証明書 等

○ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

○中学生以下の子どもであって、上記がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類で代用する。

○書類が整わない場合、後日、宿泊または旅行を予約した宿泊事業者または旅行者に対して、写しを郵送等する。

### 京都府内に居住することを確認するために必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 京都府内の店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 通院中の京都府内病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証

## 割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの割引対象者は、宿泊者及び旅行者です。ご予約された方が京都府内にお住まいの方でも、実際に宿泊する（旅行する）方が京都府外にお住まいの場合は、割引適用外となりますのでご注意ください。（宿泊者・旅行者が京都府内在住であることを証明できない場合は割引適用外です。）

### 【割引適用不可】



### 【割引適用可】



### 【割引適用可】



## 宿泊及び旅行取消の場合のクーポンの返還

宿泊及び旅行をキャンセルする場合は京都応援クーポン券の発行を受けた（＝旅行の予約をした）旅行者等に必ず返却してください。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額をお支払いください。京都応援クーポン券の返却が行われない場合には、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

## ご注意事項

- 宿泊事業者や旅行者が居住地を確認を行う際に、居住地が確認できない方の割引適用はできません。
- 同行者等が京都府外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方は正規料金でお支払いいただきます。
- 京都府内居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 京都府内に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。